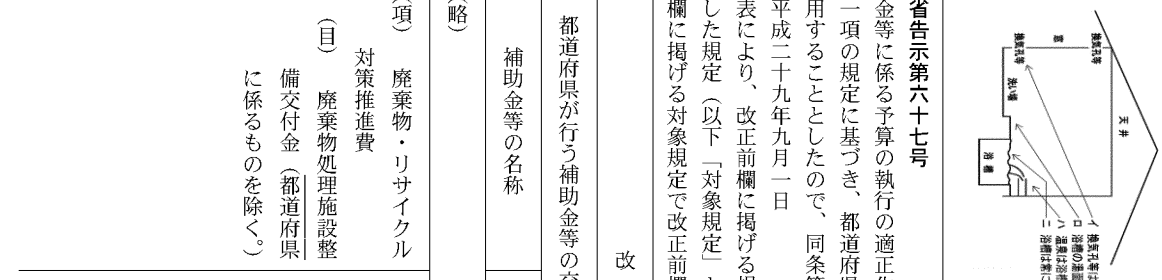
(4)　その他

イ　浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。(別図1参照)

ロ　(略)

別図1




**○環境省告示第六十七号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月一日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

| 補助金等の名称 | 事務を行う都道府県 | 都道府県が行う事務の内容 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| （項）　廃棄物・リサイクル対策推進費<br>（目）　廃棄物処理施設整備交付金（都道府県に係るものを除く。） | 全ての都道府県 | （略） |

改正前

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

| 補助金等の名称 | 事務を行う都道府県 | 都道府県が行う事務の内容 |
|---|---|---|
| （略） | | |
| （項）　廃棄物・リサイクル対策推進費<br>（目）　廃棄物処理施設整備交付金（都道府県に係るものを除く。） | 青森県<br>岩手県<br>宮城県<br>秋田県<br>山形県<br>福島県<br>茨城県<br>栃木県<br>群馬県<br>埼玉県<br>千葉県 | （略） |